

2025 月 6 月 30 日

東京製鐵株式会社

育児・介護休業法の改正に基づく「育児休業取得率の公表」に関して

記

- ① 取得割合集計期間（公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度）

2024 年 4 月 1 日 ～ 2025 年 3 月 31 日

- ② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合 → 79 %

（公表前事業年度（※1）においてその雇用する男性労働者が育児休業等（※2）をしたものの数 及び 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（※3）を利用したものの数の合計数） ÷ （公表前事業年度（※1）において事業主が雇用する男性労働者であって配偶者が出産したものの数）

※1 公表前事業年度： 公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度

※2 育児休業等： 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業及び

法第23条第2項（所定労働時間の短縮の代替措置として3歳未満の子を育てる労働者対象）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業

※3 育児を目的とした休暇： 目的の中に育児を目的とするものであることが明らかにされている休暇制度。（当社では「配偶者出産休暇制度」を規定しており、社員の配偶者が出産したときは、連続5日以内の配偶者出産休暇を受けることができる。）

以上